

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時  
令和3年12月6日（月曜日）  
午前10時1分開会、午前11時15分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
佐藤ケイ子委員長、武田哲副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、岩崎友一委員、  
神崎浩之委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、  
鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
田中県土整備部長、加藤技監兼河川港湾担当技監、小島副部長兼県土整備企画室長、  
幸野道路担当技監、杣まちづくり担当技監、照井技術参事兼道路建設課総括課長、  
川村県土整備企画室企画課長、今県土整備企画室空港管理課長、  
菅原建設技術振興課総括課長、菅原道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、  
戸来砂防災害課総括課長、嵯峨都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、  
小野寺建築住宅課総括課長、鎌田港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 委員席の変更
  - (2) 県土整備部関係審査  
(議案)  
ア 議案第7号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第9号）  
第2条第2表中  
第8款 土木費  
第3条第3表中  
追加中 1

- イ 議案第16号 岩手県立高田松原津波復興記念公園の指定管理者を指定すること  
に関し議決を求めることについて
- ウ 議案第10号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
他の委員会の付託分以外
- エ 議案第12号 県営住宅条例の一部を改正する条例
- オ 議案第15号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定  
めることに関し議決を求めることについて

(3) 次回の委員会運営について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。委員の所属変更に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第7号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第2条第2表繰越明許費中、第8款土木費、第3条第3表債務負担行為補正中追加中1及び議案第16号岩手県立高田松原津波復興記念公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小島副部長兼県土整備企画室長 議案第7号令和3年度岩手県一般会計補正予算第（9号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

初めに、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その2）の4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費中、8款土木費、1項土木管理費の空港管理運営及び次行の3項河川海岸費の基幹河川改修事業の2事業3億4,110万円について、翌年度に繰り越して使用しようとするものです。

なお、空港管理運営は入札不調により、基幹河川改修は当初想定し得なかった地元との調整等に不測の日数を要し、今後の施行において適正な日数を確保する必要があることなどから、今回の補正予算において定めようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。5ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加中、当部関係は、1、指定管理者による高田松原津波復興記念公園管理運営業務の1件であり、これは当部関係の公の施設のうち、高田松原津波復興記念公園に係る指定管理者にその管理を委託するものについて、期間及び限度額を設定しよう

とするものです。

なお、指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつきましては、都市計画課から御説明いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○嵯峨都市計画課総括課長 それでは、議案（その3）の87ページをお開き願います。議案第16号岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをごらん願います。初めに、1、趣旨についてであります。県が整備を進めている岩手県立高田松原津波復興祈念公園について、令和4年度から指定管理者による管理を行うこととしたことから、令和4年度から令和6年度までの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明いたします。（1）、選考委員会の概要についてであります。外部委員4名、庁内委員1名の計5名による県立都市公園指定管理者選考委員会を設置し、この委員会において、申請資格や審査方法を定めた募集要項を定め、申請のありました団体の審査を行ったものであります。

委員の構成は、ア、委員に記載のとおりであり、イ、協議の概要に記載のとおり、委員会を2回開催し、御協議いただいたところであります。

次に、（2）、募集期間についてであります。令和3年7月27日から9月14日までとしたところであります。

次に、（3）、申請団体数及び審査団体数についてであります。2団体から申請があり、申請書類及びプレゼンテーションの内容により審査したものであります。

次に、（4）、審査結果についてであります。この下に記載している選定基準に基づき、各委員が採点し、最も高い評価となった申請団体を候補者としてすることとしたものであります。

審査結果の詳細につきましては、資料の3ページに記載しているとおりであります。

次に、資料の2ページをごらん願います。3、指定する指定管理者についてであります。一般財団法人公園財団と特定非営利活動法人緑の相談室の2者で構成する高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体を指定しようとするものであります。

指定の理由であります。高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体は、公園管理の実績が豊富であり、安定した管理運営が期待できるとともに、利用促進のための取り組みについて、関係機関やNPO等との連携、協働が期待できることであります。

最後に、4、指定期間についてであります。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、農林水産委員会に付託された別表第6の改正関係を除く部分を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案（その3）の56ページをお開き願います。議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例の県土整備部関係となる56ページから66ページについて御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料において説明させていただきます。

初めに、条例案の前提として、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定制度及び法改正の概要について御説明いたしますので、議案説明資料の5ページをお開き願います。1、長期優良住宅認定制度の概要ですが、長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築、維持保全に関する計画を法律に基づき認定するものです。長期優良住宅は、大きく分けて箱書き部分の(1)から(4)の四つの措置が講じられている住宅を指します。認定を受けた住宅は、住宅ローンの金利引下げや税の特例、地震保険料の割引などを受けることができます。

次に、2、法改正の概要ですが、まず(1)、申請方法の改正として、現行では登録住宅性能評価機関による審査をあらかじめ受け、これを証する書類を添付した申請については、行政による審査の一部を省略しています。表では、あらかじめ審査を受けた内容により、行政による審査の内容と手数料の額を表しています。今般の法改正により、改正後の表の②、評価機関による住宅性能評価における審査において、長期優良住宅の基準の審査が行われることとなったことから、行政による審査の期間が短くなり、手数料の額を見直すものです。

次に、(2)、共同住宅の認定の仕組みの改正についてですが、分譲マンション等の共同住宅について、現行では各住戸の区分で認定を受けることが必要ですが、法改正により管理組合が一括して認定を受けることとなったものです。

続きまして、条例の概要について御説明いたします。恐れ入りますが、議案説明資料の

4ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の区分を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

次に、2、条例案の内容ですが、(1)は長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の区分を改めることとなります。長期優良住宅建築等計画の認定申請について、登録住宅性能評価機関による技術的審査適合証または住宅性能評価書を添付して申請することができる仕組みとなっていたところ、今回の法改正により、住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書または住宅性能評価書を添付して申請することができる仕組みに改められたことに伴い、認定申請に係る手数料の額の区分を改めることとなります。

なお、改正後の区分による申請内容が、現行の技術的適合証を添付した場合の審査とほぼ同じで内容であることから、申請手数料は、現行の技術的基準適合証を添付した場合の手数料と同額を適用するものであります。

(2)は、その他所要の整備をすることとなります。共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受けることができる仕組みに改められたことから、根拠条項を改めるなど、所要の整備をするものであります。なお、手数料については、共同住宅に係る申請手数料を規定済みであることから、その額を適用するものであります。

次に、3、施行期日ですが、この条例は令和4年2月20日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案(その3)の73ページをお開き願います。議案第12号県営住宅等条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。なお、説明に当たりまし

ては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の6ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨は、東日本大震災の被災者に係る収入超過者の認定及び高額所得者に対する明け渡しの請求の特例措置を講じようとするものであります。

次に、2、条例案の内容についてであります。箱囲みの中、災害公営住宅の収入基準の部分をごらんください。東日本大震災の災害公営住宅は、被災者の恒久的住宅として整備されたものであり、復興特区の特例により、入居時には収入基準が不問とされるなどの措置が講じられたところではありますが、入居後3年を経過し、収入が15万8,000円を上回っている場合は収入超過者と認定され、徐々に割り増し家賃が発生するという状況にあります。

また、表の下部、米印の部分ではありますが、入居後5年を経過し、収入が31万3,000円を上回っている場合は、高額所得者と認定され、基本的に住宅の明け渡しを求めることとなります。

そこで、特例措置の内容についてであります。被災者の恒久的住宅として整備した災害公営住宅の趣旨や被災地の民間賃貸住宅の供給状況等を踏まえ、特例措置を講じようとするものであります。

まず、(1)、附則第9項関係であります。災害公営住宅の趣旨や被災地の民間賃貸住宅の状況等を踏まえ、復興特区の特例期間中に入居した被災者については、当分の間収入超過者に認定する収入の基準額を法の上限である25万9,000円まで引き上げようとするものであります。

また、(2)、附則第10項関係ですが、同様に災害公営住宅の整備の趣旨等を踏まえ、災害公営住宅に居住する被災者で高額所得者である者に対する明け渡しの請求について、当分の間行わないことができることとするものであります。

なお、箱囲みの下段に特例措置による家賃の例を記載しております。県営平田アパートの3DKの住居で月収20万円、入居後6年目の場合、今回の特例措置を適用する前は収入超過者の認定を受けており、家賃は上限まで上昇した7万7,400円ではありますが、適用後は収入超過者の認定を受けないこととなり、家賃は収入に応じて算定された4万3,200円となります。

次に、3、施行期日等についてですが、条例改正に伴い、新基準による収入認定及び家賃の算出に時間を要することから、施行は令和4年4月1日からとし、東日本大震災被災者への速やかな周知を図るため、今定例会に提案した上で、令和3年度内に行う令和4年度の家賃の認定の評価に係る所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小島副部長兼県土整備企画室長 議案（その3）の86ページをお開き願います。議案第15号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の7ページをごらん願います。初めに、1の提案の趣旨ですが、令和3年9月1日に花巻空港事務所職員が同空港敷地内の電柱に絡んだ植物のつるの除去作業を行った際、電柱に架設されていた光引込線を切断し破損させたことから、所有者と和解を締結し、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、議会の議決を求めようとするものです。

次に、2の損害賠償の額及び3の和解の内容ですが、光引込線の修理に要する費用として2万55円を賠償し、当事者は、共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容としようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 2点通告しておりましたので、質問させていただきます。

1点目は、原油高等によりまして、原材料を含め大変厳しい状況になってきているのではないかと推測しておりますが、県営建設工事の中で、そのような状況はないのか、また現状どのような課題等があるのかお聞きします。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 原油高あるいは資材の高騰等による現状についてであります。国土交通省において建設資材の需要、価格動向を毎月調べて公表しております。それによりますと、最新の11月調査の結果、岩手県を含む被災3県における価格の動向は、石油が上昇、アスファルト合材、異形棒鋼、H形鋼及び木材はやや上昇、そのほかの資材は横ばいとなっている状況です。

○**軽石義則委員** 国土交通省での調査を基にということだと思いますが、被災3県、それぞれ事情もあると思いますし、地域によっていろいろな特徴もあると思うのですが、特に岩手県の中ではどうなのかというところを教えてください。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 岩手県における状況につきましては、県営建設工事の受注者から聞き取りをしております。それによりますと、まずコンクリート打設用の木製型枠、あるいは橋梁床版工事の鉄筋、さらには建築工事の鋼材、電気設備工事のケーブルなどの資材価格も高騰しているという情報が寄せられております。

○**軽石義則委員** 計画する時点では、そのような状況を加味して契約をしているのではないと思うので、当初の計画金額に基づいて仕事を進めていると思うのですが、現場で仕事を進めることができなくなってくれば、当然工期の見直しや契約金額の変更などを求められるのではないと思うのです。そのような事実はあるのか。また、今後の見通しはどうか教えてください。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 契約済みの工事に関して、この価格の高騰に伴います金額や工期の変更ということではありますが、今回いろいろな声がある中で、何とか単価を変更してほしいという声も賜っているところです。それにつきましては、契約済みの工事においては、資材単価が大きく上昇した場合は、受注者は工事請負契約書のいわゆる単品スライド条項というものに基づいて、請負代金の増額を請求できることとなっておりますので、受注者から請求があった場合には適切に対応していくこととしております。また工期につきましても、必要に応じて工事の一時中止、あるいは工期厳守など柔軟に対応していくことにしております。

○**軽石義則委員** 受注したいわゆる元請けにおいては、それはきちんとは対応していけるかもしれませんが、下請けと元請けにもそれぞれの契約があると思うのです。下請けの声もしっかり反映できるようなシステムを発注元がしっかり指導しなければならないと思うのですが、それはどうなのでしょう。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 元請けと下請け間のやり取りということについてであります。一義的に申しますと、我々発注者は元請けとの契約ということになります。元請けと下請けについてはしっかりとした元下間の契約が行われていると承知しております。

その上で、例えば下請けから発注者に、元請けをもうちょっと何とかしてもらえないかというような相談はなきにしもあらずで、たまに寄せられるところです。それにつきましては、元下の適切な契約は品質の確保にもかかわるものですから、まずは下請けからあった情報等を元請けに共有するなどして、ある程度御相談に乗るという対応はしているところです。

○**軽石義則委員** 当然元請けと下請けの関係も契約ですから、本来正しい約束をした上で仕事を進めるべきだと思うのですが、元請け、下請け、孫請けとなれば、何となく上下関係のほうが強くて、そういう声も出しづらい。結局は下のほうにしわ寄せがいくという現状もあるとお聞きしているのですが、そういう場合、県に相談に来れば、適正な指導をしてもらえるのでしょうか。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 県営建設工事の発注者という立場であれば、先ほど申したように、元請けと下請けの関係については、しっかりやってくださいとお願いをする立場ではありますが、一方で建設業法に基づく岩手県建設工事紛争審査会という組織の事務局も持っております。その立場に立てば、今おっしゃったとおり、元下間の紛争が非常に激化している案件については、御相談を受けて、申請に至る案件かどうかということも含めて、いろいろと助言をしながら進めております。

○**軽石義則委員** これまで取り扱ってきた紛争事例というのはあるのでしょうか。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 先ほども申しましたが、相談というのがやはりあります。令和2年度においては15件ありました。その中で元下間に関するものは3件となっております。ただ、その内容もこういう手続、あるいは弁護士等も立てた本格的な審査会に至るものかといえば、そこで足踏みをするような状況もあります。結果として、実際の申請は2件でありました。あっせんが1件、調停が1件、これらの内容については詳しいことは申し上げられませんが、審査会の実績はそうっております。

○**軽石義則委員** 現場で紛争が発生している事実はあるということですね。相談は15件あったとのことですが、下請けや孫請けの立場上、後々一緒に仕事をしたり、あるいは仕事をもらうことを考えて、できるだけ争うことはせずに、お互いが納得できるような進め方を選択することが多いのではなかと思うのですが、現状はどのようなのですか。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 県営建設工事という案件であれば、例えば孫請けと一次下請けあるいは下請けと元請けということで困っているという相談は、あまりないのが現状です。一方で、先ほど申した建設業法に関することとして、民間工事、あるいは個別の住宅を建てた発注者とその工事会社との件など、さまざまありますが、我々県営建設工事の立場とすれば、元請け、下請け、孫請けまであつての一つの工事であるということから、その重要性については認識しておりますので、発注者の監督員等を通じて、あまりトラブルのないスムーズな工事となるように進めることは重要だと考えております。

○**軽石義則委員** これからコロナ禍が過ぎるか、あるいは厳しい環境になるか、誰しも予

測できないところです。また、原油高に関連して資材の調達もかなり厳しくなるのではないかとすれば、県営建設工事のみならず、それぞれの仕事に大きな影響が発生すると考えられるので、引き続きそれらの対応をしてもらいたいと思います。県が締結する契約に関する条例、略して公契約条例と言われますが、それに携わる皆さんが、実際そのような状況にあってはならないと思いますし、それが模範となって民間の工事や現場に波及していくことは間違いありませんので、ぜひその辺は再度徹底して進めていただきたいと思います。また、業界のみならず、現場から相談があった際には、各広域振興局も含めて対応していただくことが大事だと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

なお、知事部局の発注だけではなくて、教育委員会や警察本部、医療局、企業局と発注者が違って、県民の目からすれば公的事業という見方をされます。他部局等からの発注についても、技術的なところや建設業法の専門家は県土整備部の皆さんでありますので、県内の現場をしっかりサポートしているということが伝わるようにやっていただきたいと思います。

2点目ですが、今岩手県には多くの可能性があると思っています。このコロナ禍において、移住、定住を求めて、また都会に行かなくても仕事ができる業種も多くなってきて、いろんな意味で土地の有効活用を求められることがふえてきていると思うのです。現在、都市計画の段階だと思うのですが、どのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

**○嵯峨都市計画課総括課長** 都市計画につきましては、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するというを目的といたしまして、合理的な土地利用や計画的な都市施設の配置を図るということで、県と市町村がそれぞれ役割分担をしながら定めていくものであります。

県におきましては、土地利用に関しては、人口や産業の動向といった課題に対応するため、広域的な観点から都市計画区域の設定や、あるいは盛岡広域都市圏における都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分に係る都市計画決定を行っております。県では、現在盛岡広域都市計画の区域区分について、おおむね5年ごとに国勢調査等の結果を基に、人口、産業などの都市の発展状況や、将来の見通し等を踏まえた見直しを行っております。現在第8回の定期見直しに係る都市計画決定の手続を進めているところであります。

**○軽石義則委員** 現在進めているということですが、盛岡広域都市圏は、特にいろいろな動きがあつて、道路も新しく整備されてきておりますし、人口流動も含めて土地の活用が求められてくるのではないかと考えています。矢巾町には岩手医科大学附属病院が移転して、まちのつくりも大きく変わってきました。今後盛岡市内のみならず、関連する周辺の市、町においても、連携を図りながら進めなければならないということも多くあると思います。私たちも今県、国への要望を市町村にお聞きしているところですが、矢巾町、滝沢市、盛岡市からも、その土地の有効な活用を県の皆さんが考えてくれている

と聞いているのですが、その現状はどうか。

○**嵯峨都市計画課総括課長** 先ほど第8回の定期見直しの手続を進めているとお話し申し上げましたが、具体的には、主に市街化調整区域の一部を市街化区域に編入します。都市的な土地利用を進めていくという内容となっております。滝沢市におきましては、市役所の周辺である鶴飼地区の中心市街地形成に向けた商業圏の土地利用を図りたいとのことであり、また矢巾町につきましては、岩手医科大学附属病院の周辺等の住居系の土地利用を図りたいという意向を受けておりまして、それぞれ市街化区域に編入をすることで今手続を進めております。

これらにつきましては、両市町のみならず、盛岡市も含めて3市町と県でさまざま調整を図ってきたところであります。具体的には5月にそれぞれ3市町から変更の申し出を受けまして、6月に都市計画変更の手続を開始いたしまして、住民説明会、あるいは公聴会の手続を経まして、今、年度内の都市計画決定に向けて手続を進めているといった状況であります。

○**軽石義則委員** 具体的なお話もいただいてありがとうございます。ただまだ、それぞれの地域から、市街化調整区域の範囲の中でどうしても土地の有効活用ができない、何とかできないかという相談も受けています。現地の声が届いているかどうかというのは、市や町でなければわからないのかもしれませんが、広域振興局もその地域の皆さんといろいろな意見交換をしているはずですが、当該の市、町にも確認しなければならないとは思いますが、実態をしっかり把握した上で土地を有効活用していくことは、これからの岩手県としての大事な施策の一つだと思っています。これまでもやってきていただいておりますが、現地の皆さんの声をさらに広く聞くシステムも考えていただくよう、お願いして終わります。

○**神崎浩之委員** 二点質問します。まず、東北自動車道の平泉スマートインターチェンジが12月4日の土曜日に開通いたしました。田中県土整備部長ほか課長にも御臨席いただきましてありがとうございました。地元から中央への陳情政治はだめだと本会議では言われましたけれども、まさにその成果のたまものではないかと思っております。

国道107号についてですが、地元の皆さんから具体的な工事のスケジュールをお知らせいただきたいと言われております。これから調査が始まると思いますが、今後の具体的なスケジュールについて、まずお尋ねします。

○**戸来砂防災課総括課長** 国道107号の整備状況の具体的なスケジュールについてであります。まず今現在工事に入っております応急盛土工事につきましては、来年3月の完成を目指して約2万立米ほどの盛土工事を進めているところです。それから、この前公表いたしました仮設道路の仮橋案につきましては、まず仮橋の下部工となります鋼管ぐいの製作工事につきまして、先月入札公告いたしまして、11月30日に入札となりました。今現在落札決定の手続を進めているところです。こちらのほうは、これから製作工事等を進めていくこととなります。また仮橋の架設工事につきましては、12月3日に入札公告となりまして、来年1月11日の入札予定となっております。入札後、2月定例会に議案として

提案したいと考えております。春先から工事を行い、来年の11月末ごろまでに仮橋が完成できるように進めていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 事務的に進めていただいておりますが、地元は早くくい一本でも打つ光景を見たいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

早急に復旧しようという気持ちはわかりますが、雪が降ってきて、心配な部分がいっぱい出てきました。進入路も直角ですし、片側通行です。除雪をしっかりとしてもらわないといけません。また、吹雪で視界が悪くなることも非常に心配なのですが、それらの対策はどうなっているのでしょうか。先日公益社団法人岩手県トラック協会の方からも、除雪は大丈夫なのかと言われました。大雪で高速道路でトラックがとまって何日も渋滞することがあったが、あれはトラックが悪いのではなく、除雪が悪いのだとのことでありました。例えば、片側通行で待機していると雪がどんどん積もって、トラックが発進できずに詰まらないかと非常に心配していました。大雪や横風、吹雪による視界不良などの対策はどうなっているのか、あわせてトンネル化の恒久的な対応についてのお考えをお聞きします。

○**菅原道路環境課総括課長** 現在国道107号の大石地区の仮橋の工事等を進めておりますが、通行確保に係る冬期の特に除雪関係の状況ということではありますが、西和賀地区は県内有数の豪雪地域で特別豪雪地帯にも指定されており、冬期間は西風等も強いと承知しております。気象面で非常に厳しい場所であると認識しております。したがって、神崎委員御指摘のとおり、安全な通行確保が第一であります。そういった視点の中で、交通管理者、あるいは地元等とも相談しながら、場合によっては通行に対して何らかのお願い等々も今後検討していく必要があると思います。

繰り返しになりますが、大雪が降って滞留というような場合も想定しております。現在の国のほうでは、そういった場合は、広域的な情報を持って、その道路を回避してもらうという対応もしております。そういったことも道路管理の視野に入れながら、地域の安全な通行に向けて、さまざま検討してまいりたいと思っております。

○**戸来砂防災課総括課長** トンネル化についてであります。災害復旧事業によります従前の国道の機能回復につきましては、例えば盛土工やアンカー工などによる地滑り対策を行った上で原形に復旧することが基本となります。その原形復旧が不経済といたしますか、実際にその対策があまりにも大規模でお金がかなりかかるといったことから、橋梁やトンネルなどで復旧した例があることは承知しております。いずれ原形復旧を基本としながらも、あらゆる可能性を含めて引き続き検討してまいりたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 工事は雪解けから始まり、雪が降る前に開通ということになると思いますが、大雪のこともトンネル化についても、皆さんずっと言っていますので、よろしくをお願いします。

次にもう一点、主要地方道一関北上線長島地区道路についての具体的なスケジュール等についてお知らせいただきたい。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 主要地方道一関北上線長島地区の事業進捗状況

についてであります。ことし8月に計画地域の住民を対象といたしました住民説明会を地区ごとに計4回開催しております。ルート等の御説明を行い、地域の皆様の御了解をいただいたところであります。

事業実施に当たりましては、狭隘部が集中する南側約1.3キロメートルの区間について、優先的に事業を進めることとしておりまして、現在南側の区間の測量や道路詳細設計を行っているところであります。今後、説明会の際にいただいた御意見を踏まえながら、南側区間の詳細設計がおおむねまとまった段階で、再度地域の皆様に御説明したいと考えております。

○**神崎浩之委員** 4回も住民説明会をやっていただきましてありがとうございます。その際の要望や相談はどういう内容だったのですか。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 例えば交差点に信号をつけてほしいとか、現地が西側に傾斜した斜面になっているので、排水計画を十分に行ってほしいという意見がありました。

○**神崎浩之委員** 地域の大きな課題でありましたので、ぜひよろしくをお願いします。

道路については、北岩手・北三陸横断道路や北上金ヶ崎パシフィックルートなど、今から通告しておきますので、ぜひ1センチメートルでも進むようお願いしたいと思います。

最後に、工事関係についてです。これから雪も降るし、除雪もあるし、それから災害もあるので、地元の業者を大切にしていきたいと思っております。昨今工事入札で、開札後に辞退することがあるという相談をよく受けます。重複申請が可能ということで、一つの業者がさまざまな工事に手を挙げて、実際開札して契約予定者となるのですが、そこで辞退することもある。それらについて、当局の皆さんはどのように把握しているのか。私は、ペナルティーを科すべきではないかと思っております。

それからもう一つ、ある業者が、ほかの地域の中小業者を統合をうたって買収してグループ化して、その地域の下分野の仕事を取っていくというようなことも見受けられるようであります。これでは地元の業者が、地元の工事や除雪、災害等の仕事ができなくなる心配があります。当局では業界との意見交換もしていると思っておりますが、先ほどのことも含めてどのように把握し、対応しようとしているのか、また所感についてお伺いいたします。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 最初の御質問についてであります。大きく分けて、落札決定前に辞退するという事例もあります。落札はしたけれども、落札予定段階において技術者の確保等の都合がなくなつたという事態がありました。これについては、ルールにのっとりたものでペナルティーはありません。一方で、落札決定後に、何らかの理由によって契約ができなくなつたという場合には、指名停止等のペナルティーが科せられる制度となっております。他部局の所掌なので、あまりコメントはできないのですが、現在は落札後決定のペナルティーのある辞退はほとんど事例がないと聞いております。また落札決定前については、ルールにのっとりたものであり、何ら問題はないという入札サイドの所感であります。

我々も品質確保の観点から、契約前のルールにのっとり方法での辞退等について、今のところ問題になったという声を直接聞いておりませんので、特段問題はないものと認識をしております。

もう一つ、ある業者が合併して、今まで参入していなかったところに参入しているということにつきましては、我々もそのような事例があるということを懇談会等で聞いております。一例としては、過去には地域要件等で参入していなかった業者が、合併したことによって新たに参入してきたと、事業量が限られている中で、そのようなことがあつては地域として困るというお声をいただいております、我々も地域課題として共有させていただいております。

一方で、合併特例というルールが平成17年に施行されております。その内容は、二、三社が合併したならば、主たる営業所がある地域にも参入できるというものであり、我々は今まで、そのルールにのっとり受注なさったと認識しております。

しかし昨年度、地元業者にとっては大きな問題であるとの声が寄せられましたので、合併特例のうち、等級別区分に関して参入するという特例措置については、ことしの6月からなくしたという経緯があります。

**○神崎浩之委員** 地元の除雪業者がどんどん少なくなってきており、危機感を感じています。工事関係も含めて、地元の業者をにとっていいような形で進めていただきたいと思っております。

**○工藤勝博委員** 2点お伺いしたいと思います。まず広域道路ネットワークについて、県からことし6月に岩手県新広域道路交通計画が発表されております。三陸沿岸道路も間もなく全線開通いたしますが、何日か前の地元の新聞に、利用者が大変不便を感じていると載っておりました。通常高速道路にはサービスエリアやトイレ、ガソリンスタンドがあるのですが、三陸沿岸道路には一切ない。一旦一般道において、道の駅あるいはガソリンスタンドに寄らなければ給油できないということで、利用者からいろいろな御意見が出ていたとのことであります。利用者は、どこにトイレがあるのかわからないという不安や不便を感じていると思っております。管轄は三陸国道事務所だと思っておりますが、今後そのような状況を改善するべきだと思います。どう対応していただけるのかお聞きします。

**○照井技術参事兼道路建設課総括課長** 三陸沿岸道路につきましては、サービスエリアがありません。管理している国土交通省東北地方整備局によりますと、地域振興のため最寄りの道の駅を利用させていただきたい、単に通過にならないで、地元地域に下りて消費していただきたいという趣旨のようです。実際にレジャーや観光で訪れる方は、それでいいと思うのですが、例えば物流関係のプロドライバーの方は迅速に目的地に着きたいということもあると思っておりますので、今後私たちのほうで、直接そのようなプロドライバーの方の意見を伺うことも考えていきたいと考えております。

**○工藤勝博委員** 他県から来るような場合、あるいはまた今お話しされたとおり、宮古一室蘭のフェリーの利用も少なかったとのことであります。今後全線開通した場合は、そ

ういった利用価値が評価されると思うのですが、やはりいろいろな面で発信していかないと利用客はふえないと思うのです。三陸沿岸道路を利用して行楽や観光に来た人が、大変だったなということがないように発信してもらいたいと思います。

次に、復興支援道路である国道 106 号線宮古盛岡横断道路について、大分整備が進み、盛岡市から宮古市までの時間が大幅に短縮されたと実感しております。今後の整備予定をまずお聞きしたいと思います。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 宮古市までの横断道路ですが、国及び県が復興事業として整備を進めてきました区間につきましては、ことし 3 月 28 日に全線開通したところであります。また、平成 28 年の台風第 10 号により大きな被害を受けた 2 区間ではありますが、令和 2 年度に事業化された田鎖墓目道路につきましては、現在設計や用地調査が進められております。また、令和 3 年度に事業化された箱石達曾部道路につきましては、現在現地の測量等に着手したところであります。

○**工藤勝博委員** 内陸と沿岸を結ぶ基幹道路として国道 106 号、そして釜石道路があるのですが、ほとんど完成間近ということで、いろいろな災害がある中で着実に進捗しているということは、大変いいことだと思います。

今回新たに道路交通ネットワークが示されませんが、当初は北・北道路と言っておりましたが、新たな整備の中では久慈内陸道路ということで都市間を結ぶ道路として示されております。計画については発表されましたが、どれだけ進んでいるのかお聞きします。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** ことし 6 月に策定いたしました岩手県新広域道路交通計画の中で久慈市と盛岡市との拠点都市化の連絡強化を図るため、国道 281 号一般広域道路と位置づけております。つまり国道 281 号に重ねる形で、将来的に高規格道路としての役割を附帯する構想モデルとして、(仮称)久慈内陸道路を位置づけたところであり、ここで言う高規格道路であります。国が示した考え方に基づいて設定しております。路線全体としておおむね時速 60 キロメートル以上のサービス速度を提供できる道路とされているところでもあります。

現在国道 281 号の久慈市内の下川井工区、そして案内戸呂町工区で整備を進めておりますが、この県の計画も踏まえまして、時速 60 キロメートルの構造としており、こういったことにも対応した設計となっております。

(仮称)久慈内陸道路につきましては、構想路線としての位置づけを踏まえ、久慈—盛岡間の連携に向けた整備の考え方や、必要な道路構造等の高規格道路のあり方を今後検討していきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 三陸沿岸道路の完成に国道 106 号宮古盛岡横断道路も間もなくということになれば、次の段階として、県北の久慈—盛岡間の整備が必然的に県土整備の大きなポイントになると思います。国は国土強靱化など、いろいろな形で交通ネットワークを強化していくと思います。ようやく県も立ち上がったことは大変評価したいと思います。東北地方整備局からはこれまで、県がそのような計画を示さない動きようがないと言われて

きました。そういう点では一歩も二歩も前進したと思いますが、さらにこの期間を短縮しながら、県の大きな発展に結びつくように、構想から実現に向けて具体的な整備、あるいは調査を進めてほしいと思います。

次に2点目、一級河川である松川についてであります。平成25年に八幡平市から盛岡市の下田地区でゲリラ豪雨による大きな氾濫がありました。一つの暴れ川と言われていますが、背後に岩手山あるいは八幡平を控えていますし、ゲリラ豪雨に対応するための河川の整備が必要だと思っています。私は、柏台にある砂防ダムがすっかり埋まっているので、降った雨がもろに下流まで流れるのだと思っています。実態はどうかお聞きします。

○戸来砂防災課総括課長 柏台砂防堰堤の現在の状況についてですが、砂防堰堤につきましては、年1回の施設巡視点検のほか5年に1回定期点検を実施しまして、維持管理しているところであります。柏台砂防堰堤におきましては、巡視点検におきまして、堰堤の上流側に、一部土砂の堆積を確認しているところではあります。土砂の堆積により河川の勾配が緩くなることで、河道の浸食を防ぐなど、下流への土砂流出を抑制する機能が低下していくという状況までは確認されていないところであります。

今後の点検におきまして、施設の損傷や異常な土砂堆積などが確認された場合には、現地状況を確認しながら、修繕や除石など、必要な対応を検討して適切に維持管理していきたいと考えております。

○工藤勝博委員 松川の上流には、地熱発電や企業局の北ノ又の水力発電が何カ所もあります。県の施設として、再生可能エネルギーも含めて水の有効な使い方が重要だと思います。発電所は企業局の管轄だと思いますが、河川で災害が起きないように取り組んでいただきたいと思います。地元からは、ゲリラ豪雨に対応できるのであれば、堰堤をかさ上げしてダム化がいいのではないかという声もあります。北上川水系の中でも災害対策の課題が残されている河川だと思いますので、検討していただきたいと思うのですが、所感をお聞きして終わります。

○戸来砂防災課総括課長 先ほど砂防ダムのかさ上げ等のお話もありましたが、いずれ砂防ダムにつきましては、満砂になった状態であっても、ある程度除石することによって土砂の流出を抑制することがあります。適切に常時点検を行いながら、必要によっては除石等を行いまして、災害時における土石流等に備えていきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。

調査項目については、産学官連携によるイノベーション人材の育成についてといたしまして、現地調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました案件については、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。